

意見提出手続

平成31年4月24日

市民の皆様へ

旭川市長 西川 将人

使用料・手数料の見直し案に対する意見等の募集について

この度、旭川市では、平成29年10月に策定した『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針』（改訂版）に基づき、使用料・手数料の見直しを行い、平成32年4月から新料金等の適用に向け、見直し案を作成いたしました。

この使用料・手数料の見直し案に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施しますので、御意見や御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

平成31年4月24日（水）～ 平成31年6月14日（金）

2 意見募集のテーマ

「使用料・手数料の見直し案」に対する意見、提言など

3 添付資料

- ・意見提出手続用説明資料（資料1）
- ・資料2 使用料一覧
- ・資料3 手数料一覧
- ・意見提出手続「意見書」

4 意見の提出先・お問合せ先

〒070-8525

旭川市6条通9丁目総合庁舎9階

旭川市総合政策部財政課

電話：（0166）25-5672 FAX：（0166）23-8217

電子メール：zaisei@city.asahikawa.lg.jp

5 意見の提出方法

別紙『意見提出手続「意見書」』に、ご意見等を記入の上、次の方法でご提出ください（使用できる言語は日本語のみとします）。

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 郵送又は持参 | ⇒ 〒070-8525
旭川市6条通9丁目総合庁舎9階
旭川市総合政策部財政課 |
| (2) ファクシミリ送信 | ⇒ (0166) 23-8217 |
| (3) 電子メール（Eメール）送信 | ⇒ zaisei@city.asahikawa.lg.jp
※「意見書」の書式（電子データ）は、旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできます。 |
| (4) 電子申請 | ※ 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接ご意見を送信することができます。 |
| (5) その他 | 各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函いただくこともできます。
（各支所は出張所、各公民館は分館を除きます。）
※ 投函の際は、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りの上ホチキス止めするなど、表から氏名、住所等が見えないようお願いいたします。 |

※「意見書」の様式を使用しないでご意見を提出するとき（任意様式の場合）は、次の項目も必ずご記載ください。

- (ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）
- (イ) 意見提出者の区分 ～ 「意見書」の裏面をご参照ください。
- (ウ) 施策の案の名称 ～ 『使用料・手数料の見直し案』と記載してください。

6 意見提出手続の結果について

お寄せいただいたご意見と、ご意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表いたします（氏名・住所等の個人情報除きます）。

公表に関する書類は、財政課（総合庁舎9階）、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、総合庁舎・第二庁舎・第三庁舎の各案内、各支所、各公民館、各住民センター・地区センター、東部まちづくりセンター、ときわ市民ホール、障害者福祉センター、総合体育館（リアルター夢りんご体育館）、忠和公園体育館、市民文化会館、大雪クリスタルホールなどで配布する予定です。

また、旭川市のホームページでもお知らせします。

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>